

南島原市

障害者活躍推進計画

令和4年9月

機関名	南島原市（市長部局及び教育委員会）
任命権者	南島原市長、南島原市教育長
計画期間	令和4年9月1日～令和9年3月31日
本市における障害者雇用に関する課題	<p>本市では、前計画期間の令和2年度の障害者雇用率2.58%（法定雇用率2.5%）、令和3年度の障害者雇用率2.69%（法定雇用率2.6%）であった。（※令和3年3月1日より障害者雇用率2.5%→2.6%に改正）</p> <p>障害者の雇用状況としては、令和3年度から障害者雇用率が2.6%に改正され、本市においても前年より2名増の障害者雇用を実施した。</p> <p>しかしながら、現在雇用している障害者の高齢化に伴い、定年退職を控えていることから、計画的な障害者の採用を行わなければ、法定雇用率を下回るため、障害者に限定した募集・採用を計画的に実施しなければならない。また、職員のみならず会計年度任用職員に関して翌年度の人員把握に努め、障害者の雇用確保を進める必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>各年度：市長部局及び教育委員会を合算し当該年6月1日時点の法定雇用率に0.1%増を目標値として設定する。</p> <p>令和4年度 2.7% 令和5年度 2.7% 令和6年度 2.7% 令和7年度 2.7% 令和8年度 2.7%</p> <p>（参考）令和3年6月1日時点の実雇用率：2.69% ※市長部局：2.80%、教育委員会：2.38%</p> <p>（評価方法） 毎年の障害者任免状況通報書により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※本市では、正規職員の中途退職者の実績はなし。会計年度任用職員においては、任用開始時より途中離職した者がいない。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者、障害者相談員として人事課職員を選任。（令和元年11月21日に選任済） （障害者就業生活相談員資格講習 2名受講済）</p> <p>○職員の相談窓口を庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○市長部局及び教育委員会において、目標を達成するために連携を図る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、南島原市福祉課障害福祉班、県、労働局などの関係機関に相談しつつ、障害者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○市長部局及び教育委員会と連携し、既存業務の切り出しや複数の作業の組み合わせによる創出を検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進す	<p>○相談窓口への相談のほか、現に働く障害者の意見を聞きながら、配慮等が必要なのかを把握する。</p>

<p>るための環境整備・人事管理</p>	<p>○継続的に勤務できる職場環境の整備を検討していく。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障害者の通勤を容易にするため、執務を行う庁舎の直近に障害者に使用させるための駐車場の確保を図る。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>